

北海道教育大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年 3月31日
学 長 裁 定

1. 趣旨

この基本方針は、北海道教育大学（以下「本学」という。）における競争的資金等、民間企業等からの研究資金及び運営費交付金等（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2. 責任体制の明確化

- (1) 本学における公的研究費を適正に運営・管理するために「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「管理責任者（コンプライアンス推進責任者）」を置き、各責任者が不正防止対策に関し責任を持ち、それを積極的に推進する。
- (2) 本学は、各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し責任体系を学内外に周知・公表する。
- (3) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、全学的観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告するとともに、意見を述べる。

3. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

公的研究費の運営・管理に携わる職員に対して、不正を未然に防止するため、コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、関係規則等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。コンプライアンス教育以外にも、様々な啓発活動を定期的に行い、職員の意識の向上と浸透を図る。
- (2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用に係る事務処理手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営・管理に携わる全ての職員に周知する。
- (3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する職員の権限と責任について明確に定め、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用
 - ① 公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報又は告発を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、教育研究支援部連携推進課に置く。
 - ② 通報窓口は、不正に係る情報について迅速かつ確実に統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、不正に係る情報について最高管理責任者に報告する。
 - ③ 最高管理責任者は、告発等の取扱い、調査委員会の設置、調査方法等を明確にした規則等を定める。
 - ④ 公的研究費の不正使用に対する懲戒等の処分は、次の規則等により行う。
 - 「国立大学法人北海道教育大学職員就業規則」

- 「国立大学法人北海道教育大学教員人事規則」
- 「国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則」
- 「国立大学法人北海道教育大学非常勤職員就業規則」

4. 不正要因の把握，不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 最高管理責任者は，公的研究費の不正使用を未然に防止するため，「不正行為等防止計画推進本部」を置く。
- (2) 不正行為等防止計画推進本部は，不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を企画・立案し，実施状況の確認をする。
- (3) 公的研究費の適正な管理のため，本学全体の視点から，実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備し，実施する。
- (4) 監事は，モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか，及び不正防止計画が適切に実施されているかを確認し，意見を述べる。

5. 情報発信・共有化の推進

本学における公的研究費の不正使用防止に向けた取り組みについて，方針及び手続き等を情報発信するとともに，学内においても情報を共有化する。

附 記（平成 27 年 3 月 31 日）

この方針は，平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 記（令和 2 年 2 月 18 日）

この方針は，令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 記（令和 3 年 9 月 30 日）

この方針は，令和 3 年 9 月 30 日から施行する。